

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川遊園可動式エアーテント製作業務委託	No. 5200525
工（納）期	令和6年9月30日	
契約締結日	令和6年7月10日	
契約金額	6,583,280円（消費税込み）	

契約相手方	帝人フロンティア株式会社 (法人番号：5120001067360)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	荒川遊園可動式エアーテント製作業務委託
指名業者 (案)	名称 帝人フロンティア株式会社 所在地 東京都港区東新橋二丁目14番1号 NBFコモディオ汐留7F 代表者 代表取締役社長 平田 恭成
特命理由	<p>本件は、荒川遊園に設置されているふわふわドームについて、日射や雨の影響により安全面を考慮して頻繁に運休しており、入園者がより多く利用できる環境を整えるため、ふわふわドームの周辺に設置する可動式エアーテントの製作業務を委託するものである。</p> <p>主管課からは、部の機種及び業者選定委員会の了承を得たうえで、設置するエアーテント（製品名「エアロシェルター」）及び契約相手方を指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <ol style="list-style-type: none">① 可動式エアーテントは炎天下や雨天など必要時のみに設置するため、迅速かつ容易に設営できるテントとする必要がある。② 可動式エアーテントは子どもが激しく動き回る「ふわふわドーム」の周囲に設置することから、テントへの衝突による怪我を防止するため、骨材を使用せず空気圧によって設営でき、軽量かつコンパクトに収納できるテントにする必要がある。③ 空気圧によって設営する可動式エアーテントを製造している主要メーカーは複数社あるが、ふわふわドームのサイズに合わせた大型サイズの特注品を製作できるのは、上記業者のみである。 <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)